

議案第 4 4 号

鳥取県町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の増減及び同組合規約を変更する協議について

鳥取県町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の増減及び同組合規約を次のとおり変更することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第290条の規定により、本議会の議決を求める。

平成10年 3月10日

三朝町長 吉 田 秀 光

平成10年3月20日 原案可決

三朝町議会議長 西村武津美

鳥取県町村職員退職手当組合規約の一部を変更する規約

鳥取県町村職員退職手当組合規約の一部を次のように改正する。

別表中「鳥取県中部広域行政管理組合」を削り、「関金町倉吉市中学校組合」

を「関金町倉吉市中学校組合
鳥取中部ふるさと広域連合」に改める。

附 則

この規約の別表中、鳥取県中部広域行政管理組合を削る改正規定は、平成十年三月三十一日から、別表中、鳥取中部ふるさと広域連合を加える改正規定は、平成十年四月一日から適用する。